



平成31年4月25日（木）

【照会先】

岐阜労働局 職業安定部 職業対策課

課長 水端 盛仁
高齢者対策担当官 高居 功一

（電話）058-245-1314（内線372）

報道関係者各位

岐阜県内初！

厚生労働省委託事業

「生涯現役促進地域連携事業」を

「各務原市生涯現役促進協議会」が受託開始へ！

今般、岐阜県内では初めて、「各務原市生涯現役促進協議会」が提案した事業構想が採択され、本事業が開始されることとなりましたのでお知らせします。

「各務原市生涯現役促進協議会」は、「シニア・リソース・バンクプロジェクト～潜在高年齢労働力を活用した雇用対策～」というプロジェクトの下、高年齢者向けセミナー等を開催することにより、潜在する高年齢労働力を発掘し、「人材バンク」への登録及び求職者ニーズを把握するとともに、重点3業種とする、「製造業」、「医療・福祉業」、「小売業」を中心とした企業への高年齢者活用に向けた意識啓発セミナーの開催及び個別企業訪問による就業環境整備のアドバイス、仕事の開拓等を行うことで、高年齢者の就労マッチングを推進していくこととしています（事業概要は別添1参照）。

なお、本事業は5月7日以降、開始する予定です。

「生涯現役促進地域連携事業」とは、人生100年時代を見据え、働く意欲のある高年齢者が培った能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みづくりをするため、地方自治体を中心となって地域の経済団体等と連携する「協議会」による創意工夫のある多様な雇用・就業機会の創出を図る事業構想を厚生労働省に提案し、その事業の実施を選定された協議会に、最大3年度間その事業の実施を委託するものです（本事業のイメージ及びスキームは別添2、3参照）。

《参考》

平成31年3月末までの実施団体：44団体

平成31年度開始分採択団体：14団体（各務原市生涯現役促進協議会含む） 計58団体

シニア・リソース・バンクプロジェクト ～潜在高年齢労働力を活用した雇用対策～

【趣旨・目的】

高年齢者の潜在求職者に向けた就業や社会参画についてのセミナーの実施するとともに、企業向けの高年齢者活用を啓発するセミナー等を実施することで、相互の意識啓発を行い、マッチングへつなげることで、活力ある生涯現役社会の実現と、各務原市が抱える人手不足の課題に対応する。



【協議会構成員】

各務原市、各務原商工会議所、各務原市シルバー人材センター、各務原金融協会(十六銀行、大垣共立銀行、岐阜信用金庫)

【重点3業種】

製造業、医療・福祉業、小売業

【事業内容】

1年目 事務局設立

事業PR + 受け皿企業の開拓

- 相談窓口開設
- ホームページ開設
- 企業向けセミナー
- 人材バンク立ち上げ
- 企業訪問

2年目 受け皿企業の開拓 + 潜在労働力の開拓

- 企業向けセミナー
- 高年齢者向けセミナー
- 高年齢者と企業の交流会
- 企業訪問

3年目 企業と人材マッチング

- 企業向けセミナー
- 高年齢者向けセミナー
- 高年齢者と企業の交流会
- 職場見学会
- 企業訪問

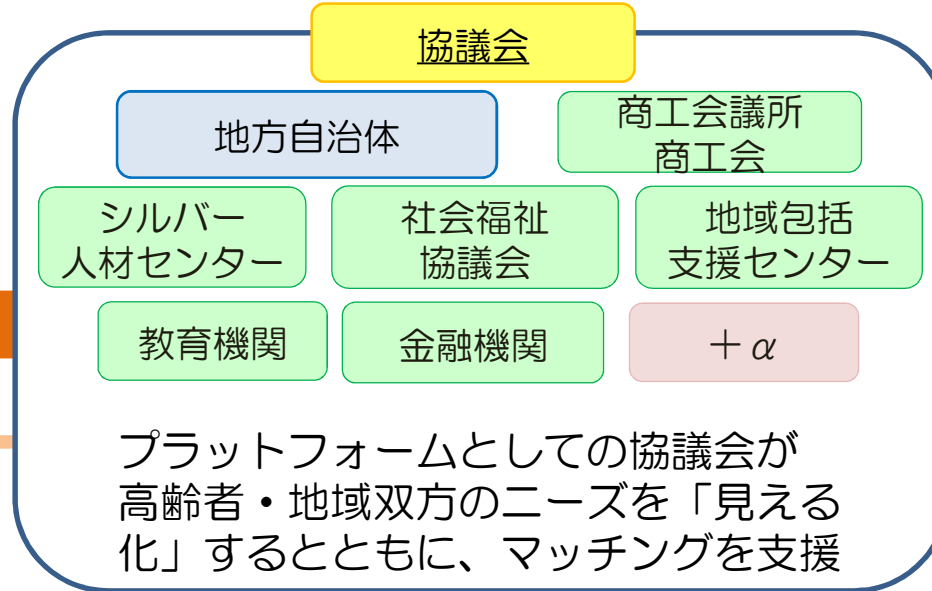
活力ある生涯現役社会の実現

生涯現役促進地域連携事業イメージ図

人生100年時代を見据え、働く意欲のある高齢者が培った能力や経験を生かし、生涯現役で活躍し続けられる地域の仕組みづくりのための事業です。

- 就労、社会参加に関する意義づけ、動機付け支援
- 担い手人材の育成

働きかけ



- 高齢者向けの仕事の切り出し支援
- 担い手人材とのマッチング機会の提供

働きかけ

高齢者

- ・収入の確保
- ・いきがい、社会参加
- ・健康維持、介護予防



- 就労、社会参加の場の提供
(職場見学、インターンシップ)



地域(企業・NPO等)

- ・介護・保育・学童
- ・観光、伝統工芸
- ・農業、起業 など
- 担い手・支え手不足

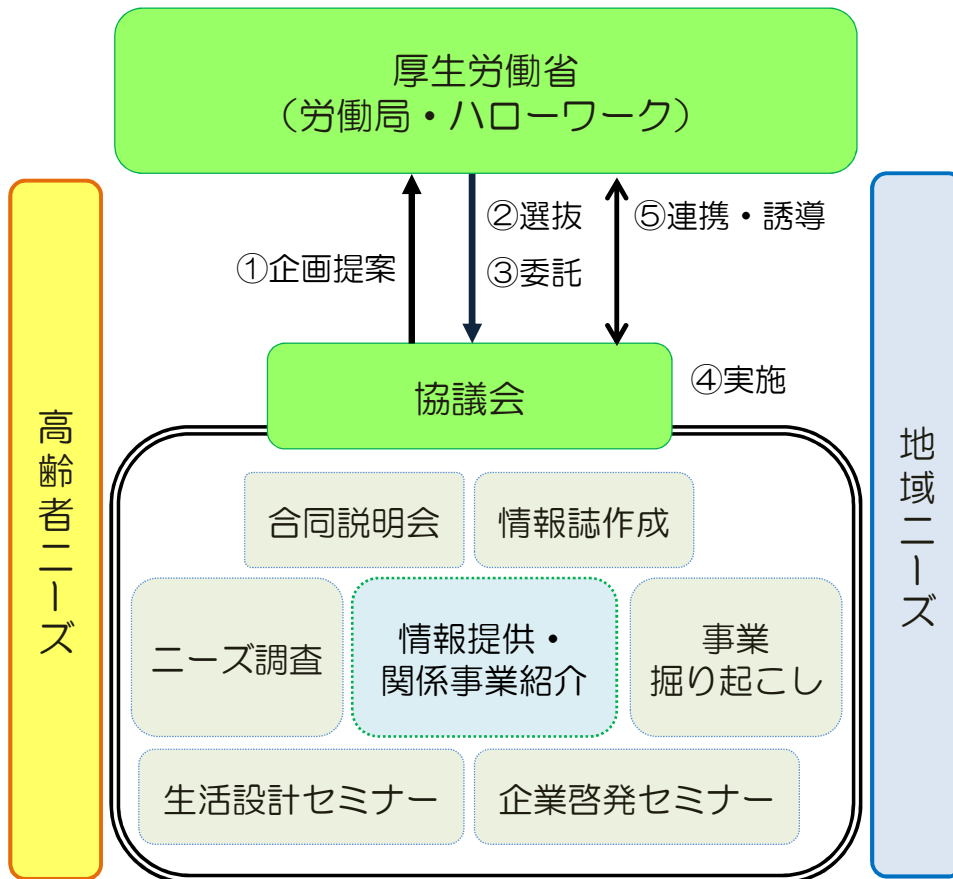


活力ある地域社会（生涯現役社会）の実現

生涯現役促進地域連携事業の実施スキーム

生涯現役促進地域連携事業は、雇用保険法に基づく雇用安定事業又は能力開発事業として、国から事業を委託することにより事業を実施します（委託契約主体は都道府県労働局）。

事業実施スキーム



支援メニュー例

- 高齢者に対する情報提供、関係機関、関連事業の紹介
- 高齢者に対する職業生活設計等に関するセミナー開催
- 企業に対する生涯現役促進セミナー開催
- 高齢者の雇用・就業に係る合同説明会の開催
- 高齢者活躍のためのガイドブック・情報誌の作成・普及（相談機関一覧の掲載等）
- 高齢者の雇用・就業に係るニーズ調査・分析
- 高齢者向けの雇用・就業の場の創出

事業規模

- 都道府県：各年度4,000万円
- 政令指定都市及び特別区：各年度3,000万円
- その他市町村：各年度2,000万円
- 事業実施箇所数：平成30年度開始分 20カ所程度

事業実施主体及び期間

- 実施主体：協議会(地方自治体が中心となった合議体)等
- 事業実施期間：最大3年度間